十八	イ　根抵当権の設定の登録に係る申請の受付の年月日及び受付番号並びに登録原因及びその日付 ロ　分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 ハ　分割後の各根抵当権の極度額 ニ　分割前の根抵当権について担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登録されているときは、その定め ホ　分割前の根抵当権に関する共同担保目録があるときは、当該共同担保目録の記号及び目録番号	民法第三百九十八条の十二第二項の規定により根抵当権を分割して譲り渡す場合の登録	登録原因を証する書面		
十九		民法第三百九十八条の十九第二項の規定により根抵当権の担保すべき元本の確定（令第四十条第七号の登録の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	民法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する書面		
二十		民法第三百九十八条の二十第一項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第四十九条第二項（同法第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第五十五条（同条の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する書面		
二十一		民法第三百九十八条の二十第三項の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する書面		
二十二		民法第三百九十八条の二十一第一項第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登録（令第四十七条の規定により登録名義人が単独で申請するものに限る。）	登録原因を証する書面	買戻しの特約の登録	買主が支払った代金（民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定め

	信託に関する登録	二十三　信託の登録	イ　信託法第三条第三号に掲げる方法によってされた信託にあっては、同法第四条第三項（公正証書等（公正証書にあっては、その謄本）又は同項第二号の書面及び同号の通知をしたことを証する書面） ロ　イに規定する信託以外の信託にあっては、登録原因を証する書面 ハ　信託目録に記録すべき事項		
		二十四	信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする受託者の変更による移転の登録（令第五十二条第一項の規定により新たに受託者が単独で申請するものに限る。）	令第五十二条第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面）及び新たに受託者が選任されたことを証する書面又は登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）		
		二十五	信託財産に属する漁港水面施設運営権等についてする変更の登録（次項及び二十七の項の登録を除く。）	イ　令第四十九条第一項第二号の定めのある信託の信託財産に属する漁港水面施設運営権等の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、同号の係る条件又は方法に定められた受益者であることを証する書面 ロ　信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する漁港水面施設運営権等の変更の登録を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる書面 (1)　当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券 (2)　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面		